

ID: 3047

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	飼養の登録		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【根拠条文】 (飼養の登録) 第19条 第9条第1項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣(同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第22条第1項及び第84条第1項第7号において同じ。)を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第9条第4項に規定する有効期間の末日から起算して30日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年6月28日	最終変更年月日	令和5年6月30日